

## 共通仕様書各書式・各要領書一式

共通仕様書 書式 1 (業務打合せ簿)	-----	1
共通仕様書 書式 2 (工事打合せ簿)	-----	2
共通仕様書 書式 3 (火気使用許可申請書兼許可証)	-----	3
共通仕様書 書式 4 (車両乗入れ許可証)	-----	4
共通仕様書 書式 5 (業務安全指示書)	-----	5
保護具管理要領	-----	6
火気取扱い要領	-----	10
酸素欠乏危険作業実施要領	-----	29
入出門管理要領	-----	34

別記様式 第3 業務打合せ簿(監督員⇔業務受託者)(用紙 A4 縦)  
業務打合せ簿(監督員⇔業務受託者)

業務名				発議者		業務責任者 監督員																	
業務受託者				発議日		令和 年 月 日																	
発議形式		請求 通知 報告 申出(届・願) 承諾 指示 協議																					
監督員 押印	総括監督員	主任監督員	一般監督員	受注者 押印	業務責任者	主任(監理)技術者																	
監督員 以外の 確認印				備考																			
<table border="1"> <tr> <td>発議事項</td> <td colspan="7">(添付図書目録/内容)</td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>件名：</p> </td> </tr> </table>								発議事項	(添付図書目録/内容)							<p>件名：</p>							
発議事項	(添付図書目録/内容)																						
<p>件名：</p>																							
回答事項		通知 報告 指示 承諾 一部承諾 不承諾 受理 解除			回答日		令和 年 月 日																
(添付図書目録/内容/条件/理由等)																							

- (注) 1. 打合せの都度2部作成し、監督員と業務受託者が各々保管する。  
2. 選択項目は、  で囲むこと。

別記様式 第3 工事打合せ簿(監督員⇄工事受注者)(用紙 A4 縦)  
 工事打合せ簿(監督員⇄工事受注者)

共通仕様書  
書式2

工事名					発議者	現場代理人	
工事受注者						監督員	
発議形式		請求 通知 報告 申出(届・願) 承諾 指示 協議			発議日	令和 年 月 日	
監督員 押印	総括監督員	主任監督員	一般監督員	受注者 押印	現場代理人	主任(監理)技術者・他	
監督員 以外の 確認印				備考			
発議事項 (添付図書目録/内容)  件名 :							
回答事項		通知 報告 指示 承諾 一部承諾 不承諾 受理 解除			回答日	令和 年 月 日	
(添付図書目録/内容/条件/理由等)							

- (注) 1. 打合せの都度2部作成し、監督員と工事受注者が各々保管する。  
 2. 選択項目は、  で囲むこと。

JESCO様式-2 火気使用許可申請書兼許可証

整理番号 2025年度ー

( 新規 継続 ) 火気使用許可申請書兼許可証

申請年月日	令和 年 月 日
会社名	
役職	※
火気使用責任者 火元責任者	※
申請年月日	令和 年 月 日
会社名	※
火気使用責任者 火元責任者	※
会社名	※
火気使用責任者 火元責任者	※

※ 工事件名	有効期限	使用火気
直接火気	7日以内	例 (溶接/溶断/バーナー/グラインダー/電熱器等からの裸火など) ※記入欄( )
間接火気	1か月以内	例 (火花を発生可能性のある電気機器、直接火気に該当しない加熱体) ※記入欄( )
暖房房火気	1年以内	例 (暖房湯沸かし等に使用する電熱器、ストーブコンロ等) ※記入欄( )
喫煙火気	1年以内	例 (電気ポット、冷蔵庫、喫煙、電気スタンド等) ※記入欄( )

許可年月日 年 月 日 注1

担当課(室、PT)名

新規許可証 No. 旧許可証 No.

担当者名

工事(業務)名	所見・判定
※ 火気使用場所	防火管理者
※ 防護対策	
※ 火気使用期間	解体・撤去 PT マネージャー
※ 火気使用場所の位置図等	
※	安全対策 課長
	運転会社 責任担当者

※許可申請書発行時に記入のこと

注1. 定検期間中の間接火気使用許可については定検期間内は有効とする

共通仕様書  
書式4

様式-1

許可(総務課)

### 車両乗入れ許可証

業 者 名	_____		
車両管理責任者	氏名	携帯	- -
運 転 者 名	氏名	携帯	- -
車 種	_____		
ナ ン バ ー	_____		
許 可 期 間	_____ ~ _____		

#### 注意事項

1. 車は指定の場所以外に駐車しないこと。
2. 構内速度は 10 km/h 以下とする。
3. 指定以外の場所への乗り入れは厳禁とする。
4. 構内で事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。
5. 大型車両の移動等は既設物の破損等、絶対なきよう誘導員を配備すること。  
もし破損等発生した場合は、速やかに報告すること。
6. 構内での喫煙は厳禁である。
7. 吸い殻、空き缶等の投げ捨ては厳禁とする。
8. 車外に出るときは、必要に応じて、安全帽を着用のこと。
9. 緊急時の速やかな車両移動等に対応ができる様に、本許可証に車両管理責任者及び運転者の氏名及び、携帯電話番号を記入すること。  
また、本許可証は車外からよく見える場所（運転席側ダッシュボード等）に掲示すること。
10. 本許可証は返却すること。
11. 構外での車両運転は、道路交通法を遵守し、交通災害防止に努めること。  
(シートベルト、携帯電話、過積載、速度等)

令和 年 月 日

業者名 \_\_\_\_\_  
責任者 \_\_\_\_\_

業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書兼 作業許可証〕

作業年月日	工事名称		予定終了工事期間		中間貯蔵・環境安全事業(株)		統括管理		元請		協力会社	
	作業予定時間	作業場所 階・FL(m)	*1 危険作業及び 資格者作業	*2 安全作業上のポイント 品質管理上のポイント	解体・撤去 P T	工事等担当	責任者 担当者	責任者 (一次)	責任者 (二次)	責任者 (一次)	責任者 (二次)	責任者 (二次)
No.	作業予定時間	作業場所 階・FL(m)	*1 危険作業及び 資格者作業	*2 安全作業上のポイント 品質管理上のポイント	解体・撤去 P T	工事等担当	責任者 担当者	責任者 (一次)	責任者 (二次)	責任者 (一次)	責任者 (二次)	*4 運転調整 作業可・否 受注者受領 確認者
(二次業者番号)	火気使用許可番号	棟 室 階	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物 玉掛・高所車・溶接・重量物 クレーン・支保工・建設重機 その他(一般・接触)	① 作業指揮者名 ② 作業人数	安全							有・無 許可 否
(二次業者番号)	火気使用許可番号	棟 室 階	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物 玉掛・高所車・溶接・ガス クレーン・支保工・建設重機 その他( )	① ② 計 ①+② 人		JESCO						有・無 許可 否
(二次業者番号)	火気使用許可番号	棟 室 階	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物 玉掛・高所車・溶接・ガス クレーン・支保工・建設重機 その他( )	① ② 計 ①+② 人		JESCO						有・無 許可 否
(二次業者番号)	火気使用許可番号	棟 室 階	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物 玉掛・高所車・溶接・ガス クレーン・支保工・建設重機 その他( )	① ② 計 ①+② 人		JESCO						有・無 許可 否
備考	<p>*1 対象工事の項目に○印をつける。                  *2 受注者にて安全作業施工上のポイント及び品質管理上のポイントを記入する。                  *3 JESCO工事等担当者は安全指示事項を必ず記入して受注者に返却する。                  *4 運転調整の必要な作業は運転調整欄の有りに○印をつけて作業着工許可は運転管理者の着工許可を得てから本許可証を発行する。</p>											
備 考	<p>受注者(メール) → JESCO担当者(内容確認、担当者記名、安全指示事項記入) →メール送信                  → ecoo担当者(印刷、写しを関係部署情報提供、原紙確認印押印)                  → JESCO PT付蔵(安全指示事項確認、必要に応じecooへ連絡)                  → JESCO工事等担当者(JESCO内決裁) → JESCO安全対策課長 → JESCO工事等担当者                  → 受注者(原紙受領、確認サイン) → 当日作業完了後、JESCO工事等担当者に報告                  → JESCO工事等担当者(原紙受領、データ保存)</p>										確認	
											e000	

文書番号	
制定年月	2014年 2月 12日
改訂年月	2019年 4月 1日
改訂番号	02

## 保護具管理要領

### 《目次》

	頁
1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 保護具の着用	1
3.1 管理区域レベル1	1
3.2 管理区域レベル2	1
3.3 管理区域レベル3	1
3.4 その他	1
4. 保護具管理	1

承認	審査	作成
		



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪PCB処理事業所

# 保護具管理要領

頁番号 1/3

文書番号：

改訂番号： 02

## 1. 目的

この要領は、大阪PCB処理事業所（以下事業所という）において使用している保護具について管理区域レベルに応じた着用及び交換基準を規定し、JESCO 所員の安全及び健康を確保することを目的とする。

## 2. 適用範囲

事業所処理施設内に入室する全ての者に適用する。

## 3. 保護具の着用（別表1管理区域レベルにおける保護具を参照）

### 3.1 管理区域レベル1

- 1) 作業服 ; 着用する。
- 2) ヘルメット ; 着用する。
- 3) 手袋 ; 必要に応じて手袋を着用する。
- 4) マスク ; 活性炭入り簡易マスクを着用する。活性炭入り簡易マスクは使い捨てとする。  
但し作業環境測定の結果、ダイオキシン類濃度が基準値を超過した場合は「半面体型防毒マスク」着用に変更を行う。吸収缶の交換頻度は1回/2週間程度とする。（保護具の変更を行った部屋は入り口扉に表示を行う）
- 5) 靴 ; 安全靴（白色）を着用する。

### 3.2 管理区域レベル2

- 1) 作業服 ; 着用する。
- 2) ヘルメット ; 着用する。
- 3) 手袋 ; 作業内容により取り決める。
- 4) マスク ; 活性炭入り簡易マスクを着用する。活性炭入り簡易マスクは使い捨てとする。  
但し作業環境測定の結果、ダイオキシン類濃度が基準値を超過した場合は「半面体型防毒マスク」着用に変更を行う。吸収缶の交換頻度は1回/2週間程度とする。（保護具の変更を行った部屋は入り口扉に表示を行う）
- 5) 靴 ; 安全靴（青色）を着用する

### 3.3 管理区域レベル3

- 1) 作業服 ; 化学防護服を着用する。化学防護服の交換頻度は1着/1日程度とする。
- 2) ヘルメット ; 着用する。（レベル3前室に保管されているものを着用する）
- 3) 手袋 ; インナー手袋を着用後、化学防護手袋を着用する。
- 4) マスク ; 全面体型防毒マスクを着用する。吸収缶の交換頻度は1回/1週間程度とする。
- 5) 靴 ; 化学防護長靴（黄色）を着用する。

### 3.4 その他

作業用に許可された各管理区域に設置したグリーンハウス内の保護具

- 1) 作業服 ; レベル3相当とし化学防護服を着用する。
- 2) ヘルメット ; 設置管理区域でのヘルメットを着用する。
- 3) 手袋 ; レベル3相当としインナー手袋を着用する。
- 4) マスク ; レベル3相当とし半面体型防毒マスクを着用する。
- 5) 靴 ; 設置管理区域での指定靴を着用する。

## 4. 保護具管理

JESCO 職員の半面体型防毒マスク吸収缶は、6ヶ月毎に交換する。（吸収缶に交換日を記入することで、自己管理を行う）

# 保護具管理要領

頁番号 2/3

文書番号：

改訂番号： 02

表1 管理区域レベルにおける保護具

管理レベル 項目		管理区域レベル3	管理区域レベル2	管理区域レベル1	一般PCB廃棄物 取扱区域	非管理区域	
						工場ゾーン	管理ゾーン
対象室名又はエリア		<ul style="list-style-type: none"> <li>小型解体室</li> <li>大型解体室</li> <li>漏洩品解体準備室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体/洗浄室</li> <li>大型/小型抜油室</li> <li>搬入室</li> <li>充填室</li> <li>間接作業室</li> <li>解体室外周通路</li> <li>中間処理室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入検査室</li> <li>判定洗浄室</li> <li>解体準備室</li> <li>真空加熱分離処理室</li> <li>蒸留室</li> <li>液処理室</li> <li>地下タンクボックス</li> <li>ポンプピット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入室</li> <li>モニタリング機械室</li> <li>ローディング室</li> <li>分析機器室</li> <li>分析室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>払出エリア</li> <li>中央制御室</li> <li>電気室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所</li> <li>食堂</li> <li>見学通路</li> <li>ホール</li> </ul>
保護具の要件	作業環境の基本的考え方	通常操業時下でPCBによる作業環境汚染の可能性があるため、レベルの高い管理が必要。	通常操業時、PCBによる作業環境汚染の可能性は低い。が、相応の管理が必要。	設備等により工程内のPCBは、作業環境と隔離されているため、通常操業時下では、PCBによる作業環境汚染はない。	管理区域レベル1~3を除く、PCB廃棄物の取扱区域	PCB廃棄物を取扱わない区域	
	作業従事者	トランス、コンデンサ等の解体作業に伴いPCB油を含む溶剤等が作業者に付着する可能性があるため適切な保護具を装着する。	基本的に一般作業着等の装着を行う。	一般作業着等の装着を行う。	一般作業着等の装着とする。	一般作業着等の装着とする。	
作業従事者の基本装備	作業服	○ (化学防護服)	○	○	○	○	-
	ヘルメット	○	○	○	○ (分析室は不要)	○	-
	手袋	○ (化学防護手袋)	作業内容により取り決め	必要に応じて手袋着用	受入室:皮手袋 分析室:分析用手袋	必要に応じて手袋着用	-
	インナー手袋	○	○ (溶剤等の液体に接触する可能性がある場合装着)	-	-	-	-
	マスク	○ (全面型防毒マスク)	○ (簡易活性炭入りマスク)	○ (簡易活性炭入りマスク)	○ (簡易活性炭入りマスク)	-	-
	靴	○ 化学防護長靴(黄色)	○ レベル2専用(青色)	○ レベル1専用(白色)	○ レベル1専用(白色) 分析室は、専用靴	○ レベル1専用(白色) (中制・電気)室は、専用靴	-
	保護眼鏡	-	作業内容により取り決め	作業内容により取り決め	分析室:保護眼鏡	-	-
その他 ・PCB等付着作業時の装備 ・各管理区域に設置した グリーンハウス内		作業者の装備は、レベル3相当の保護具とする。(除染処理室での除染処理作業時はレベル3相当の装備)					

# 保護具管理要領

頁番号 3/3

文書番号：

改訂番号： 02

## 改訂来歴管理表

改訂番号	00	年月日	2014年 2月 12日	承認	審査	作成
新規制定、初版発行				油井	峯岡	勝部
改訂番号	01	年月日	2014年 12月 24日	承認	審査	作成
社名変更に伴う改訂				油井	土田	勝部
改訂番号	02	年月日	2019年 4月 1日	承認	審査	作成
適用範囲、保護具の名称変更及び、保護具の交換頻度を明記別表-1を表1として本文に移動				青木	土井	宮野

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
大阪PCB処理事業所

## 火気取扱い要領

変更・改正履歴一覧

変更年月日	作成／改廃 記録	改訂 番号	担当者	照査者	決裁者
			所属／ 氏名	所属／ 氏名	所属／ 氏名
H18.05.09	初回作成	0	安井	林	清水
H18.10.03	正式引渡に伴う変更	1	安井	森長 林	清水
H22.09.15	予防規程変更に伴う見直し	2	勝部	安井	清水
H23.04.21	定期見直しに伴う変更	3	勝部	安井	油井
H27.09.25	社名変更/間接火気有効期限修正	4	勝部	中村	油井
H28.12.26	残火確認の追加	5	宮野	清水	青木
R06.04.01	事業所組織改編	6	有門	谷野	安井
R07.04.01	業務安全指示書及び火気使用許可申請に係る承認ルート等の変更	7	有門	谷野	安井
R07.09.08	別表－2の追加	7-2	有門	谷野	安井

# 火 気 取 扱 い 要 領

## 目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	管理組織と任務	2
第 3 章	作業等の種類と定義	2
第 4 章	工事及び設備所管等の担当者	3
第 5 章	危険区域の区分等	3
第 6 章	安全措置の責任区分	4
第 7 章	火気使用の手続き	5
第 8 章	火気使用の安全基準	7
添付資料	別表－ 1 防火管理者等職務一覧表	
	別表－ 2 危険物性状と可燃性ガス検知器の警報値	
	別図－ 1 火気使用管理組織図	
	別図－ 2 安全指示書承認・許可ルート／火気使用許可申請・交付ルート	
	様式－ 1 業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書 兼 作業許可証〕	
	様式－ 2 火気使用許可申請書兼許可証	

## 第1章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この要領は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「当社」という。）大阪 PCB 処理事業所（以下「事業所」という。）における新設、改造、保全等の工事に関わる作業、工事前措置及び非定常作業等（以下「作業」という。）に伴う事故及び災害の発生を防止し、安全を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 固定火気 操業上常時固定的に使用する火気で、ボイラー、非常用発電機用ガスタービンエンジン、受変電装置等の電気設備、電動機器、操業上必要な火気をいう。
- (2) 直接火気 溶接、溶断、バーナー、グラインダー及び電熱器等からの裸火、火花等赤熱体を発する火気をいう。
- (3) 間接火気 次の機器等から発する火気をいう。
  - ア 火花を発生する可能性のある接点を持つ電気機器（構造が不明な場合を含める）
  - イ ハンダゴテ等の直接火気に該当しない加熱体
  - ウ 駆動機、工具及び建設機械等の摩擦、衝撃等で火花が発生する可能性のあるもの
- (4) 暖厨房火気 暖房、湯沸かし及び炊事等に使用する電熱器、ストーブ及びコンロ等をいう。
- (5) 喫煙火気 喫煙に使用するライター、マッチ及び煙草をいう。
- (6) 運転会社 事業所における処理施設の運転業務を当社から受託した者をいう。
- (7) 協力会社 事業所における工事、作業等を当社から受託した者（運転会社を除く）をいう。
- (8) 事業所員等 事業所、運転会社の従業員及び協力会社の作業員をいう。

### (適用範囲)

第 3 条 この要領は、事業所における火気の使用に係る災害の防止のため必要な事項を定めるものである。ただし、操業上常時固定的に使用する火気については適用しない。

2 この要領は、事業所に入構する全ての者に適用する。

### (火気使用の原則)

第 4 条 事業所構内においては、第7章（火気使用の手続き）に定める火気使用許可を得た者以外は、操業上常時固定的に使用する火気、暖厨房火気、喫煙火気以外一切の火気使用を禁止する。

2 処理施設内における直接火気使用は、原則として禁止する。

## 第2章 管理組織と任務

(管理組織)

第5条 作業、工事及び火気使用に係る管理組織は、「火気使用管理組織図」(別図-1)のとおりとする。

(選解任及び職務等)

第6条 前条に規定する防火管理者等の資格及びその職務については、「防火管理者等職務一覧表」(別表-1)のとおりとする。

## 第3章 作業等の種類と定義

(作業等の種類と定義)

第7条 事業所の各種作業等の種類と定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 火気作業 直接火気及び間接火気を使用する作業をいう。
- (2) 槽内作業 反応機、熱交換器、タンク、塔・槽類、ピット(深さ1.5m以上)等の内部における作業をいう。尚、酸素欠乏危険作業、特定化学物質取扱作業、有機溶剤取扱作業の作業毎に法定作業主任者を選任しなければならない。
- (3) 放射線作業 装置、配管等の溶接不良、亀裂、損傷の状態等について検査するため、放射線同位元素又はエックス線を用いて行う非破壊検査作業及び放射線源を装備した設備に関わる作業をいう。
- (4) 高所作業 作業床から高さ2m以上又は深さ1.5m以上の場所で行う作業をいう。
- (5) 重機作業 移動式クレーン、移動式小型クレーン(通称ユニック車、ブルドーザー、ショベルカー等)の建設機械を使用して行う作業をいう。
- (6) 活線作業 電気、計装設備に対する修理、検査、清掃等の作業で、感電の恐れのある場合、又その作業が運転中の機器・装置に何らかの影響を及ぼす恐れがある作業をいう。
- (7) 一般作業 上記、火気作業、槽内作業、放射線作業以外の作業をいう。
- (8) 上下作業 飛来・落下等に起因した第三者傷害を起こす可能性のある上部と下部の同時作業をいう。原則として、作業高さ(H)×1/2の半径内を上下作業範囲という。
- (9) 並行作業 仮設足場設置・保温解体・縁切り作業等、同一機器・配管・エリアで協力会社と事業所員が別々の目的で作業することをいう。
- (10) 自課作業 事業所員自らが行う作業をいう。
- (11) 運転中作業 設備が停止している場合にあっても、系内に高圧ガス、危険物等取扱物質を保有しているものは原則として【運転中】として取扱うものとする。
- (12) 非定常作業 不定期に又は長い周期で定期的に行われる改修、検査等の作業をいう。
- (13) 危険作業 火気作業、槽内作業、放射線作業、活線作業、高所作業、重機作業、上下作業及び解体・撤去プロジェクトチームプロジェクトマネージャー(以下「解体・撤去PTマネージャー」という。)が総合的に判断して危険と認定した作業をいう。
- (14) 危険区域 可燃性のガスもしくは液体又は水素を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所等の施設が設置されている区域をいう。
- (15) マネージャー管理作業 解体・撤去PTマネージャー又はこれに準ずる者が、直接着工の

許可を行う作業で、次の作業とする。

- ア A種危険区域内の火気作業。
  - イ 運転中のB種危険区域内の火気作業。
  - ウ 槽内作業、放射線作業。
  - エ 解体・撤去 PT マネージャーが総合的に判断して危険と認定した作業。
- (16) 作業の変更 計画していた作業方法、工事工程、工事方法及び業務安全指示書に関し、基本的な内容の変更をすることをいう。

## 第4章 工事及び設備所管等の担当者

(工事及び設備所管等の担当者)

第8条 事業所の工事及び設備所管等の担当者等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 解体・撤去プロジェクトチーム（以下「解体・撤去 PT」という。） PCB 廃棄物の処理に関する処理計画、操業管理及び資機材の管理並びに処理施設の運転、点検及び保全並びに PCB 廃棄物処理施設の解体撤去に関する事務をつかさどる部署をいう。
- (2) 安全対策課 PCB 廃棄物の処理に関する環境安全対策、労働安全衛生管理、防災及び緊急時における処理施設の運転の停止又は再開に関する事務をつかさどる部署をいう。
- (3) 設備管理担当者等 工事・作業に関する実施要領、工程、安全対策等作業計画の立案、工事・作業に関する監理の業務を担当する者で次に定める者をいう。
  - ア 設備管理担当者 解体・撤去 PT マネージャーにより当該工事・作業を担当する者として解体・撤去 PT の中から指名された者。
  - イ 安全管理担当者 統括管理者により当該工事・作業の安全管理を担当する者として安全対策課の中から指名された者。
- (4) 協力会社責任者等 協力会社が作業を実施する場合で次に定める者をいう。
  - ア 協力会社責任者 事業所内における事業の実施を統括管理する者
  - イ 工事責任者 協力会社責任者が、担当範囲を定めて指名した者であって、当該作業を含めて決められた範囲の安全及び作業を管理する責任を有する者。
  - ウ 作業責任者 工事責任者が指名した者であって、当該作業に関わる安全確保及び実施について作業現場で作業中、直接指揮を行う責任を有する者。
  - エ 工事作業者 工事範囲内の作業を行う者
- (5) 運転会社担当者等 運転会社にて工事等に関与する者をいう。
  - ア 工程責任者 A種危険区域またはB種危険区域にて火気取り扱い作業を伴う作業で着工前に可燃性ガス濃度を測定し安全確認を行う者をいう。担当工程の班長または班長が指名した者。
  - イ 安全管理担当者 安全技術課内の安全グループ員をいう。

## 第5章 危険区域の区分等

(危険区域の区分)

第9条 危険区域をA種危険区域及びB種危険区域に区分し、その他の区域は非危険区域

に区分する。

2 危険区域のうち、次の各号に定める区域をA種危険区域とし、その他の区域はB種危険区域とする。

- (1) 通常の状態において、可燃性のガス又は液体が漏洩する恐れがある圧縮機、ポンプ及び充填、詰め替え等の設備が設置されている区域。
- (2) 異常の状態において漏洩した可燃性のガス又は液体が滞留する恐れのある防油堤の内側及び工作物が接近して設置されていること等により通風不良な場所。

(危険区域の指定及び解除)

第10条 当該解体・撤去 PT マネージャーは、前条の区分に従い危険区域を指定又は解除する。

- 2 解体・撤去 PT マネージャーは、可燃性のガス又は液体を取り扱う区域に変更があった場合には、前項に従いその都度危険区域を変更しなければならない。
- 3 解体・撤去 PT マネージャーは、前各号の指定、解除又は変更を行った場合には、関係先にその旨を連絡する。

(危険区域の表示)

第11条 解体・撤去 PT マネージャーは前条の指定に従い、危険区域の区分と範囲を明示するため危険区域指定図を見やすい個所に掲示する。

## 第6章 安全措置の責任区分

(解体・撤去 PT の責任)

第12条 解体・撤去 PT は、作業対象施設及びこれに関連する設備の作業前措置、操業上の原因等より、作業に従事する者に危害を与えることがないように必要な安全措置を講ずると共に、業務安全指示書の最終承認及び作業着手の許可を与える。又、安全対策課に取扱い物質の物性、危険性、周辺の状態等作業時の安全確保に必要な事項について連絡、指示、指導を行う責任を有する。なお、活線作業については、「自家用電気工作物工事保安要綱」による。

(安全対策課の責任)

第13条 安全対策課は、作業に従事する者の危険防止及び設備の損傷防止に必要な作業内容、方法、安全措置について作業全般にわたる安全上の対策に関する情報を解体・撤去 PT へ提供する責任を有する。また、解体・撤去 PT への協力事項として、次に定める項目とする。

- (1) 作業対象施設に関係する設備及び作業場所周辺に設置されている設備による事故を防止するために必要な安全措置を講ずる
- (2) 安全上の注意事項を連絡する

(協力会社の責任)

第14条 協力会社は、(様式-1 業務安全指示書 [安全作業予定表・安全指示書兼作業許可証]) を工事着手の前日までに「安全指示書承認・許可のルート」(別図-2) の系統に従い、解体・撤去 PT マネージャーに提出しなければならない。また、協力会社は、本規則及び業務安全指示書を遵守する義務を負い、作業実施における直接の責任を有する。

業務安全指示書の承認者

	火気作業	槽内作業	放射線作業	一般作業
危険区域 A種	解体・撤去 PT マネージャー	解体・撤去 PT マネージャー	解体・撤去 PT マネージャー	解体・撤去 PT マネージャーが指名する者
危険区域 B種				
非危険区域	解体・撤去 PT マネージャーが指名する者			

工事の着工許可者

	火気作業		槽内作業		放射線作業	一般作業
	運転中	その他	運転中	その他		
危険区域 A種	解体・撤去 PT マネージャー	* 1	解体・撤去 PT マネージャー	* 1 * 2	解体・撤去 PT マネージャー	* 1
危険区域 B種						
非危険区域						

\* 1 : 業務安全指示書の承認者又は承認者が指名した者。

\* 2 : 初回入槽時、解体・撤去 PT マネージャーの判断により PT マネージャー管理作業となる場合がある。

(承認者、許可者の変更)

第 15 条 解体・撤去 PT は、業務安全指示書の承認者、工事の着工許可者について、取扱い物質、設備の危険度に応じ、業務安全指示書の承認者、工事の着工許可者を変更することが出来る。この場合は、解体・撤去 PT の上位責任者に承認を得ていること。

## 第 7 章 火気使用の手続き

(許可申請)

第 16 条 事業所構内において火気を使用する時は、「様式-2 新規・継続火気使用許可申請書」を火気使用する前日までに「火気使用許可申請・交付のルート」(別図-2) の系統に従い、防火管理者に提出しなければならない。

(使用許可)

第 17 条 防火管理者は、火気使用許可申請書の内容を確認し、火気使用の安全について検討の上、許可又は不許可を決定する。不許可の場合は、その旨を設備管理担当者経由で協力会社責任者に連絡し、不適合部分の修正を指示する。許可の場合は、同申請の許可証を事業所の安全管理担当者経由で協力会社の責任者へ送付する。

(許可期間)

第18条 火気使用の許可期間は、次表のとおりとする。

直接火気	間接火気	暖厨房 ・喫煙火気
7日以内	1カ月以内	1年以内

☆定検中の間接火気使用許可については、同一定検期間中有効とする。

(許可証の交付)

第19条 解体・撤去 PT は、「火気使用許可申請・交付のルート」(別図-2)により許可証等を交付する。

2 設備管理担当者は火気使用開始前に、火気使用許可申請書兼許可証に記載されている防護対策、安全対策の実施状況や可燃物の有無等について現場確認を行う。可燃性ガスの存在等異常を認めたときは、火気の使用を一時保留させ、協力会社責任者・運転会社の工程責任者・解体・撤去 PT 設備担当者に連絡すると共に防火管理者に報告し、指示を受ける。

区分	項目	被 交 付 者	許 可 証 等
直 接 火 気		工 事 責 任 者	火気使用許可証
間 接 火 気		工 事 責 任 者	工事責任者 腕章
暖厨房・喫煙火気		火 元 責 任 者	火気使用許可証 喫煙指定所表示板

(火気使用許可証等の掲示)

第20条 工事責任者は、火気使用許可証を火気使用場所の見易い位置に、火気使用期間中、掲示する。

(火気使用前の連絡等)

第21条 工事責任者は、直接火気使用前に危険防止に必要な措置が完了していることを確認すること。

2 工事責任者は、火気使用が危険であると判断したときは、火気使用を中断させ、その理由を協力会社責任者及び立会者に連絡すること。

(残火確認)

第22条 工事責任者は、火気使用の中断及び終了時は、残火の安全処理がなされている事を確認する。尚 残火確認は、30分経過後とし許可証の返納時に結果を報告する。

(許可証等の返納)

第23条 工事責任者は、火気使用が終了したときは、あと始末の完了を見届けた上、協力会社責任者の確認後、交付された火気使用許可証を返納する。(原本は事業所にて6ヶ月保管)

## 第8章 火気使用の安全基準

(火災警報等と火気使用制限)

第24条 安全対策課長は、火災警報等の火災に関する情報を受信したときは、電話又は構内放送によってその旨周知させる。

- 2 協力会社責任者又は工事責任者は、火災警報等が発令されたときは、直接火気の使用を中止し防火対策等の措置をとる。

(共通防火対策)

第25条 工事責任者は、火気を使用するときは、次の各号に掲げる防火対策を行うこと。

- (1) タンクヤード等可燃性ガスの発生するおそれがある場所においては、着工前に運転会社の工程責任者または代理者により可燃性ガス濃度が測定され安全確認が終了していること。  
別表—2「危険物性状と可燃性ガス検知器の警報値」参照
- (2) 火気を使用する場所においては、火花の飛散を考慮して、危険物及び可燃物（油、ウエス、紙屑等）を除去すること。
- (3) 火気を使用する場所に油の溜まりがある場合には、吸いとり、拭きとり、水洗、スチーミング、砂盛りなどをして除去しておくこと。また、可燃性ガスやペーパーの洩れるおそれがあるところは、砂盛り、詰物などで出口をふさぐこと。
- (4) 火花の飛散を防止するために、鉄板、防災シートなどで火花を受けるようにすること。
- (5) 設備、機器の配置が狭い場所や高所で火気を使用するときは、監視員を配置すること。
- (6) 掘削工事を行うときは、油のしみだしの有無や地下埋設物に注意すること。
- (7) 火気使用前に可燃性ガス濃度を測定し許可を受けても、タンクヤード、ピットやドレンピット付近、ポンプのグランド及び軸受け付近、マンホール付近、その他危険を予測できる部分では、努めて頻繁に可燃性ガス濃度の測定を行うこと。
- (8) 常に周辺に注意して作業を行い、可燃性ガスやペーパーが発生した場合は直ちに火気の使用を中止し、工事立会者に連絡すること。工事立会者が現場を離れているときは、工事立ち会者の代行者へ連絡すること。
- (9) 排水管、排水溝、ケーブルダクト、開放された配管、マンホールなど他の部分と導通しているものがある場合には、仕切板等で遮断し、事故の発生を防ぐこと。
- (10) 空気ラインといえどもコンプレッサーの潤滑油が存在するおそれがあるので、火気使用に際しては、可燃性ガスの濃度測定を行って安全を確かめること。他のユーティリティラインについても同様にすること。
- (11) 火災警報等が発令されたときは、工事立会者又は付近の事業所員等の指示に従い、直接火気使用中止等の防火対策をとること。
- (12) 火花の飛散範囲内に、可燃性ガス、ペーパー漏えいの恐れがある場合は、火花の飛散防止のための防火塀その他の防護設備を設けること。
- (13) 工事責任者は、火気を使用する場所には、消火器（10型以上）を準備しておくこと。また、必要に応じ、水ホース、大型消火器などを配置しておくこと。

(作業用機器の防火対策)

第26条 工事責任者又は火元責任者は、工事等で使用する作業用機器について、次の各号に掲げ

る防火対策を行うこと。

(1) アセチレン溶接、溶断

ア 使用するアセチレンは、溶解アセチレンとすること。この場合、溶接作業には、ガス溶接作業主任者の資格を必要とする。

イ 酸素ボンベとアセチレンボンベは、危険物の近くに置かず、逆火した場合に火を吹かないようにできるだけ離して置くこと。この場合アセチレンボンベは、直立して使用すること。

ウ ボンベ類は転倒防止に注意すること。特に高所の場合は、鎖又は番線で固縛すること。着火には専用ライターを使用すること。(マッチは不可)

エ ホース類は安全バンドで締め付け、火炎又は火花の掛からないようにしておくこと。

オ 圧力調整弁は、正常に機能するものを使用すること。

カ 酸素ボンベやホースに油脂を付着させないこと。

キ アセチレンの使用圧は、最高  $1.3\text{kg}/\text{c m}^2$  を超えないこと。

(2) 電気溶接

ア 使用する電気溶接器は、絶縁試験に合格したものを使用すること。交流溶接器は、電撃防止器のついたものを使用すること。溶接作業者は、特別教育を修了していること。

イ 一次線、二次線には、十分な容量を持ち被覆の傷んでいないキャプタイヤケーブルを用いること。溶接器のリード端子との接続を完全にし、充電部の露出部は、絶縁テープで完全に被覆しておくこと。

ウ 溶接器のフレームは、確実にアースをすること。アースは安全な場所にとること。

エ 作業中断・終業のときは、電源を切ること。

(3) トーチランプ

ア 弁類からの漏れがないことを確かめること。

イ 現場で燃料を補給しないこと。使用後は空気を抜いておくこと。着火には専用ライターを使用すること。(マッチは不可)

(4) 電気ドリル、電気グラインダー

ア 漏電遮断器を取り付け、絶縁試験に合格したものを使用すること。

イ 配線には、アース線を持ったキャプタイヤケーブルを使用すること。

ウ 作業中断・終業のときは、電源を切ること。

(5) 電動機

ア 電動機は、絶縁試験に合格したものを使用すること。

イ 配線その他は、他の電気機器と同様に安全に配慮すること。

(6) 電気コテ

ア 配線は、キャプタイヤケーブルを用い、正規のプラグを設けて電源をとること。

イ コテは、不燃性の台に置くこと。

ウ 高所で作業するときは、ケーブルの一箇所を上部に固定すること。

(7) 内燃機関 (内燃機関には、エンジンウェルダ、コンプレッサー、コンクリートミキサーの付属エンジン及びその他これに類するものを含み、車両のエンジンを除く。)

ア 車両については、「入出門管理要領」に定めるところにより乗入許可をとること。

イ 構内で使用する内燃機関の排気口には、火粉防止器 (スパーノン、スパレスターなど) を取り付けること。

ウ 運転中、燃料補給は行わないこと。

エ エンジンウェルダは、アースをとること。

(8) はつり

ア はつり作業では、散水等により火花の出ないようにすること。

イ 周辺の状況によりシートなどを張り、破片の飛散を防ぐこと。

(9) ワイヤブラシ及び上記(1)から(8)の作業 タンクやベッセルに危険物の張り込み中、可燃性ガスの放出中、又はエアブロー中は、ワイヤブラシ作業を中止すること。

(工事作業者の遵守事項)

第27条 工事作業者は、次のことを遵守すること。

(1) 作業責任者等の指示に従うこと。

(2) 危険物予防規程を遵守すること。

(暖厨房及び喫煙所の表示)

第28条 暖厨房及び喫煙所については、所定の表示板及び火元責任者を記入し、火気使用場所の入口に表示すること。

付 則

- 1 平成18年 5月 9日制定
- 2 平成18年10月 3日改訂
- 3 平成22年 9月15日改訂
- 4 平成23年 4月21日改訂
- 5 平成27年 9月25日改訂
- 6 平成28年12月26日改訂
- 7 令和 6年 4月 1日改訂
- 8 令和 7年 4月 1日改訂

防火管理者等職務一覧表

名 称	選任される者の 具備すべき資格等	職 務
防火管理者	管理・監督的職位にあり、かつ、法に定める防火管理者の資格を有する者	(1) 消防計画の作成に関すること。 (2) 消火、通報、避難及び避難誘導訓練の実施に関すること。 (3) 建築物等、火気使用設備器具、電気設備等の点検検査の実施及び監督に関すること。 (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督に関すること。 (5) 火気の使用許可及び建築物等の増改築並びに仮設建造物の設置許可に関する審査に関すること。 (6) 気象条件又は火気使用場所周辺における可燃物の状況等による火気使用制限の措置に関すること。 (7) 収容人員の管理に関すること。 (8) 火元責任者及び副火元責任者並びに火気取扱責任者及び副火気取扱責任者の指導監督に関すること。 (9) 消防機関への連絡に関すること。 (10) 管理権原者（所長）に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務に関すること。
副防火管理者	管理・監督的職位にあり、防火管理者が指名する者	防火管理者を補佐する。防火管理者が出張、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、その職務を代行する。

名 称	選任される者の具備すべき資格等	職 務
火元責任者	管理・監督的職位にある事業所員等で、統括管理者が指名する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火気使用許可申請書の作成及び防火管理者の火気使用に関する指示事項の措置に関すること。</li> <li>(2) 火気使用器具の管理及び火気使用の指導に関すること。</li> <li>(3) 消火器、消火水槽等の設置及びその維持管理に関すること。</li> <li>(4) 緊急事態発生時の応急措置及び従業員等の指揮に関すること。</li> <li>(5) 退勤時の消火確認に関すること。</li> <li>(6) その他、防火のため必要な措置に関すること。</li> </ul>
設備管理担当者	監督的職位にある事業所員等で、解体・撤去 PT マネージャーが指名する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 可燃性ガス、可燃性液体のパージ、配管、弁類の措置、作業中の散水措置等作業環境の安全化に関すること。</li> <li>(2) 緊急時の措置についての指示に関すること。</li> <li>(3) 作業時間、風向等による火気使用制限に関すること。</li> <li>(4) 火気使用現場の巡回、異常を発見したときの火気使用中止等の措置に関すること。</li> <li>(注)火気使用を中止させたときは、協力会社責任者に連絡すること。</li> </ul>
安全管理担当者	監督的職位にある事業所員等で、安全対策課長が指名する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 協力会社に対し工事・作業に従事する者の危険防止及び設備の損傷防止に必要な工事・作業内容、方法、安全上の措置について、作業全般にわたる安全上の指示を与え、指導、管理すること。</li> <li>(2) 解体・撤去 PT への協力として、作業対象施設に係る設備及び作業場所周辺に設置されている設備による事故を防止するために必要な安全措置を講ずること。また、安全上の注意事項を連絡すること。</li> </ul>

名 称	選任される者の具備すべき資格等	職 務
協力会社責任者	事業所内における工事の実施を統括管理する者で、安全対策課長が認めた者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の開始前に、設備管理担当者立会のもとに、工事を行う建築物等に対する養生及び安全上の措置を確認すること。</li> <li>(2) 工事の安全上の措置を工事関係者に周知させると共に、その実施を指揮すること。</li> <li>(3) 工事完了後、設備管理担当者立会の元に、工事の完了を確認すること。</li> </ul>
工事責任者	協力会社責任者が指名した者で工事の安全及び管理の責任を有する者で、安全対策課長が認めた者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火気使用許可申請書を作成し、防火管理者、設備管理担当者、協力会社責任者の指示事項の遵守に関する事。</li> <li>(2) 許可条件の遵守、作業者の指揮及び教育に関する事。</li> <li>(3) 可燃性ガス検知に関する事。</li> <li>(4) 火気使用許可書の受領及び返納に関する事。</li> <li>(5) 緊急時の措置及び緊急時の作業員の指揮に関する事。</li> <li>(6) 火気使用開始の連絡及び後始末並びに火気使用報告に関する事。</li> </ul>

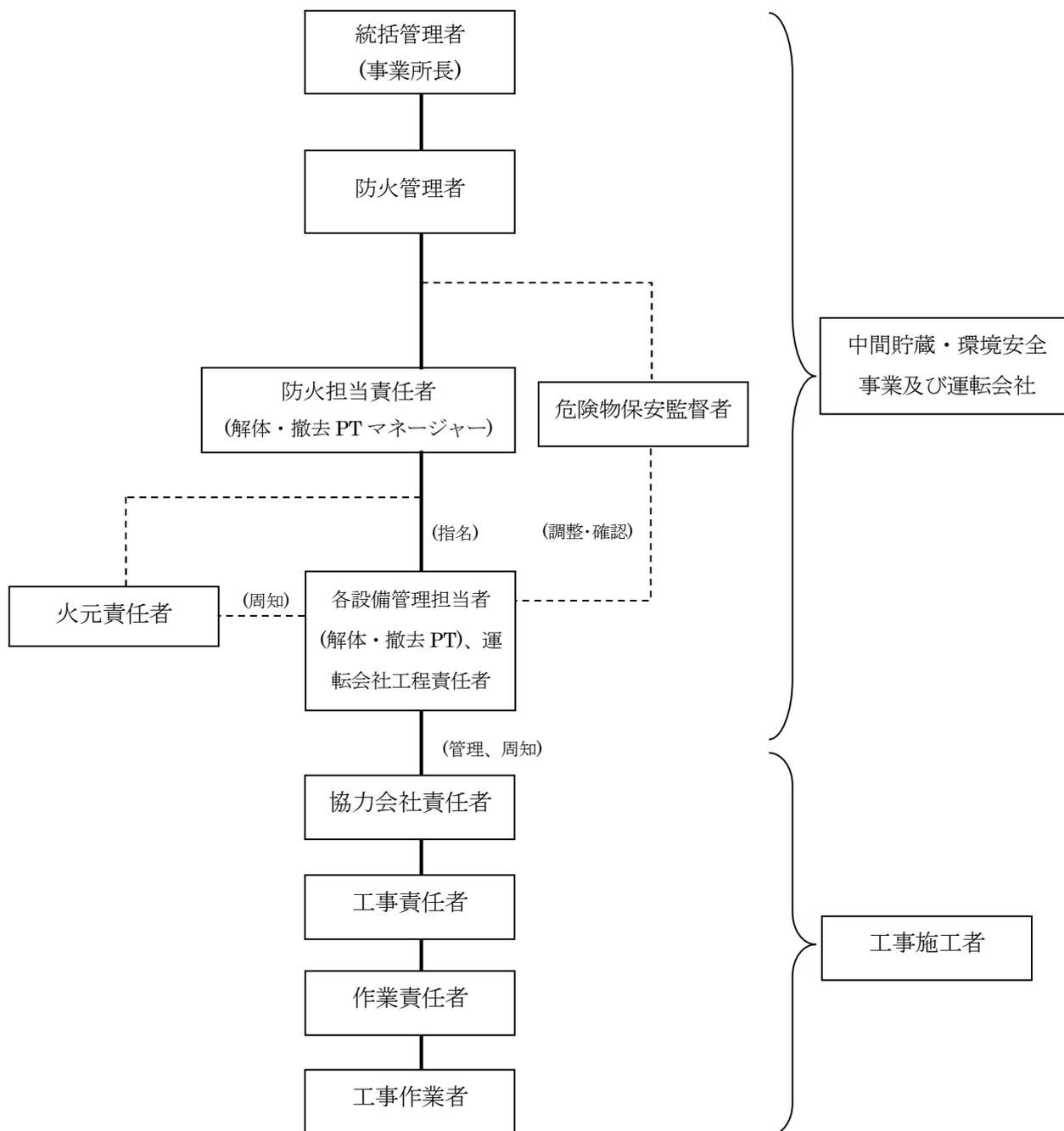
別表一2(第25条関係) 危険物性状と可燃性ガス検知器の警報値

製品名	化学名	化学式	警報値 (%)	爆発範囲 (%)		引火点 °C	沸点 °C	蒸気密度	CAS No
				下限値	上限値				
水素ガス		H <sub>2</sub>	<b>0.80</b>	4.0	75.0	ガス	-253	0.07	1333-70-0
ノルマルヘキサン	n-Hexane	CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>4</sub> CH <sub>3</sub>	<b>0.22</b>	1.1	7.5	-22	69	3.0	110-54-3
アセトン	シメチルケトン	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CO	<b>0.24</b>	1.2	13.0	-17.8	56	2.0	67-64-1
HC-250	パラフィン系炭化水素	C <sub>10</sub> H <sub>22</sub>	<b>0.16</b>	0.8	5.4	53	172	4.94	64771-71-7
ジクロロベンゼン	1,2-ジクロロベンゼン	C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub>	<b>0.44</b>	2.2	9.2	66	180	5.1	95-50-1
TCB	1,2,4-トリクロロベンゼン	C <sub>6</sub> H <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub>	<b>0.50</b>	2.5	6.6	105	213	6.26	120-82-1
ビフェニル	ビフェニル	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> C <sub>6</sub> H <sub>5</sub>	<b>0.12</b>	0.6	5.8	113	265	5.3	92-52-4
ダフニール KP-8	石油系炭化水素		<b>0.20</b>	1.0	7.0	130	250		
PCB						195	340~648		1336-36-3
ダウサム A 熱媒体	ジフェニルオキシド (73%)	C <sub>12</sub> H <sub>10</sub> O	<b>0.16</b>	0.8	7.0	124	257	5.8	101-84-8
	ビフェニル (27%)	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> C <sub>6</sub> H <sub>5</sub>							
									92-52-4

☆作業判断 : 可燃性ガス検知器の警報が出たら作業を禁止し上司に報告する。(警報値は爆発下限値の20%)

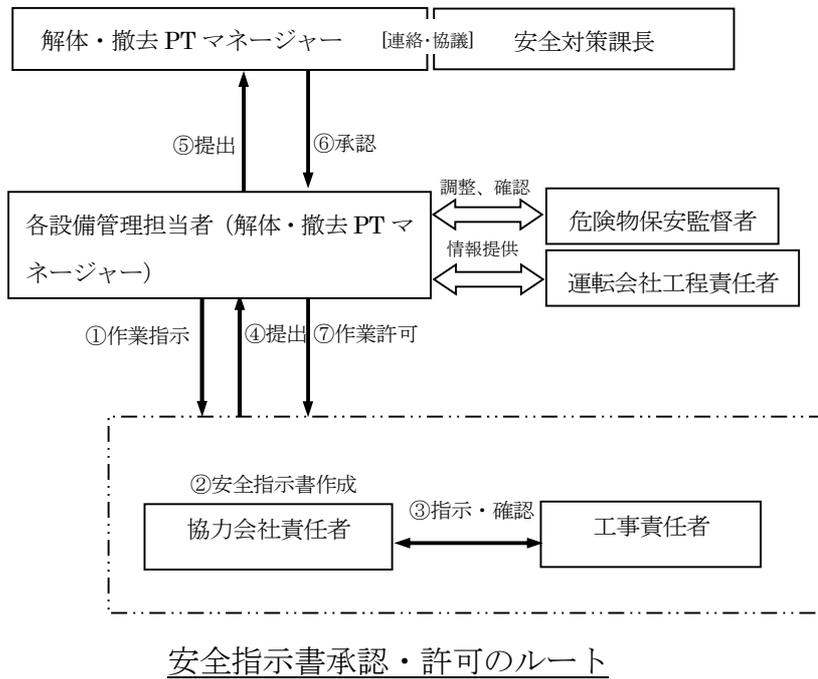
別図-1 (第5条関係)

火気使用管理組織図

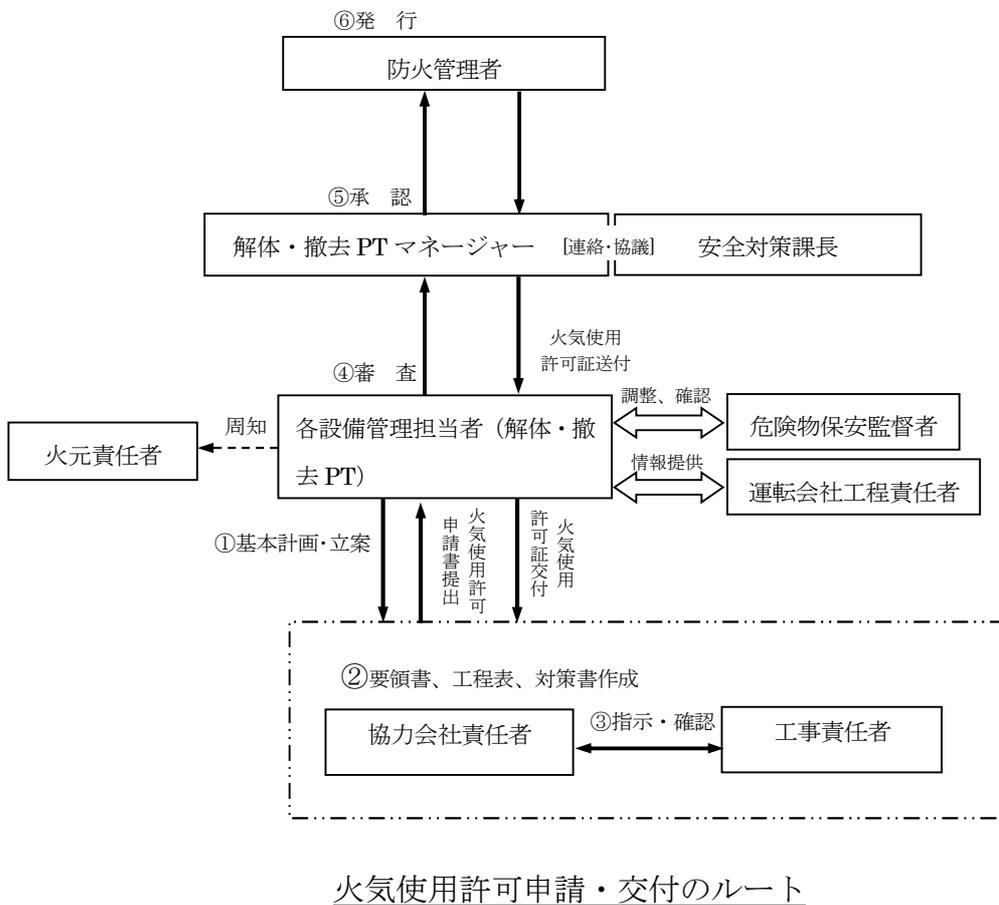


別図－2

(第14条関係)



(第16条関係)



## 業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書兼 作業許可証〕

作業年月日	工事名称		予定終了工事期間	中間貯蔵・環境安全事業(株)		統括管理		元請		協力会社	
	作業予定時間	作業場所		危険作業及び資格者作業	作業予定時間	作業場所	責任者	担当者	責任者(一次)	責任者(二次)	受注者受領確認者
注記	1. 受注者は作業実施日の作業項目・作業時間・作業場所・作業指揮者名を記入して作業前日の打合せに提出のこと。 2. JESCO工事等担当者は、担当者名及び安全作業指示事項を記入する。 3. ecoo担当者は本書の内容をecoo関係部署に情報提供し確認欄押印のこと。 4. 運転中の業務の場合は、施設運転管理者の作業許可サインを受領のこと。 5. JESCO担当者は予定作業が着工出来るか否かを、作業許可欄(許可・否のどちらかに)に○印をして受注者にコピーを返却する。										
No.	本日	作業内容	作業場所	作業時間	作業場所	危険作業及び資格者作業	①作業指揮者名 ②作業人数	*2 安全作業上のポイント 品質管理上のポイント	*3 中間貯蔵・環境安全事業(株)安全指示事項	*4 運転調整 作業可・否	受注者受領確認者
(二次業者番号)		火気使用許可番号	棟	室	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物 玉掛・高所車・溶接・重量物 クレーン・支保工・建設重機 その他(一般・接触)	棟 室 階	計 ①+② 人	JESCO		有・無 許可 否	
(二次業者番号)		火気使用許可番号	棟	室	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物 玉掛・高所車・溶接・ガス クレーン・支保工・建設重機 その他( )	棟 室 階	計 ①+② 人	JESCO		有・無 許可 否	
(二次業者番号)		火気使用許可番号	棟	室	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物 玉掛・高所車・溶接・ガス クレーン・支保工・建設重機 その他( )	棟 室 階	計 ①+② 人	JESCO		有・無 許可 否	
備考	*1 対象工事の項目に○印をつける。 *2 受注者にて安全作業施工上のポイント及び品質管理上のポイントを記入する。 *3 JESCO工事等担当者は安全指示事項を必ず記入して受注者に返却する。 *4 運転調整の必要な作業は運転調整欄の有りに○印をつけて作業着工許可は運転管理者の着工許可を得てから本許可証を発行する。										
備	受注者(メール) → JESCO担当者(内容確認、担当者記名、安全指示事項記入) →メール送信 → ecoo担当者(印刷、写しを関係部署情報提供、原紙確認押印) → JESCO PT付職(安全指示事項確認、必要に応じecooへ連絡) → JESCO工事等担当者(JESCO内決裁) → JESCO安全対策課長 → JESCO工事等担当者 → 受注者(原紙受領、確認サイン) → 当日作業完了後、JESCO工事等担当者に報告 → JESCO工事等担当者(原紙受領、データ保存)										
考	本紙手続 フロー										
	確認 ecoo										

( 新規 継続 ) 火気使用許可申請書兼許可証

申請年月日	令和 年 月 日
元請	会社名
	役職
	火気使用責任者 火元責任者
一次	申請年月日
	会社名
	火気使用責任者 火元責任者
二次	申請年月日
	会社名
	火気使用責任者 火元責任者

※ 工事件名	有効期限	使用火気
直接火気	7日以内	例 (溶接/溶断/バーナー/グラインダー/電熱器等からの裸火など) ※記入欄( )
間接火気	1か月以内	例 (火花を発生可能性のある電気機器、直接火気に該当しない加熱体) ※記入欄( )
暖房房火気	1年以内	例 (暖房湯沸かし等に使用する電熱器、ストーブコンロ等) ※記入欄( )
喫煙火気	1年以内	例 (電気ポット、冷蔵庫、喫煙、電気スタンド等) ※記入欄( )

許可年月日 年 月 日 注1

担当課(室、PT)名

新規許可証 No. 旧許可証 No.

担当者名

工事(業務)名	所見・判定
※ 火気使用場所	防火管理者
※ 防護対策	解体・撤去 PT マネージャー
※ 火気使用期間	安全対策 課長
※ 火気使用場所の位置図等	運転会社 責任担当者

※許可申請書発行時に記入のこと

注1. 定検期間中の間接火気使用許可については定検期間内は有効とする

制定年月	2013年 7月 25日
改訂年月	2018年 7月 1日
改訂番号	02

## 酸素欠乏危険作業実施要領

### 《 目 次 》

	頁
1. 目 的	1
2. 用語の定義	1
3. 許可基準	1
4. 許可決定者等の責務	1-2
5. 酸素欠作業主任者、責任者等の資格	3
6. 定置式酸素濃度計の扱い	3

表-1 酸素欠乏危険作業場所

承認	審査	作成
		



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪 PCB 処理事業所

### 1. 目的

この要領は、大阪 PCB 処理事業所（以下大阪事業所という）内の施設内部等で行う作業のうち労働安全衛生規法施行令別表第六 酸素欠乏危険場所に該当する場所及び大阪事業所の指定した場所で内部に入り点検／作業を行う場合に、安全を確保するために定めるものである。

### 2. 用語の定義

酸素欠乏危険作業（以下「酸欠危険作業」という）とは、労働安全衛生法施行令別表6に掲げる酸欠危険場所をいう。

- (1) 許可決定者 機器内作業の許可権限を有する者
- (2) 作業工程 機器内作業を担当する工程
- (3) 作業工程責任者 機器内作業を担当する工程の責任者または代理者
- (4) 作業請負者 機器内作業を請け負った者
- (5) 酸欠危険作業主任者（以下、酸欠作業主任者という）  
酸欠作業主任者免状保有者の内から選任された者
- (6) 監視人 機器内作業の状況を常時監視する者
- (7) 立会者 機器内作業を適宜監視する者
- (8) 作業指揮者 機器内作業を指揮・監督する者
- (9) 機器内作業許可 JESCO、ecoo 承認済みの「業務安全指示書」による

### 3. 許可基準

機器内作業は、「業務安全指示書」に基づくチェック内容に安全衛生上の問題が無く、以下の対策事項が確実に実行されている場合に許可する。

- (1) 内容物が完全に排除されている。（但し、許可決定者が危険性に問題がないと判断したものについてはこの限りでない）
- (2) 排除不能で危険性のある（可燃性ガス・有害ガス濃度が許容濃度以上である等）ものについては、送気マスク等の適切な保護具使用、消火対策等の事故防止措置が講じられており、保護具は作業従事者以上の数量がそろえられている。
- (3) 配管は切り離し又は完全に閉止板の挿入がなされている。
- (4) 酸素濃度は20%以上である。
- (5) 酸素濃度は20%未満で送気マスク等の保護具を用いる危険作業については、許可決定者が作業内容を承認した上で、許可を出す。
- (6) 酸欠作業主任者、作業指揮者が選任されている。

### 4. 許可決定者等の責務

#### (1) 許可決定者等の責務

- ① 機器内作業の許可に際し「許可基準」に適合し、且つ事故防止措置の計画が万全であるかチェックした上で許可する。
- ② 許可条件の実施について監視・指導する。
- ③ 作業工程責任者を指名すること。

#### (2) 作業工程責任者の責務

- ① 酸欠作業主任者および作業指揮者を選任する。
- ② 作業開始前の条件及び作業工程を確認し、事故防止措置を講じる。

- ③ 緊急時の処置体制を確立し、且つ災害発生時には適切な措置を講じる。
- ④ 請負作業の場合、次の事項を行う。
  - ア. 責任者を指名する。
  - イ. 作業請負者に対し、次の指導を行う。
    - (ア) 酸欠作業主任者および作業指揮者を選任する。
    - (イ) 作業者に対する教育
    - (ウ) 災害防止に関する指導

### (3) 酸欠作業主任者の責務

- ① 作業員の特別教育ならびに緊急処置に関する教育を行う。
- ② 作業者が酸欠にならないように、作業方法を決定し、作業者を指揮する。  
作業の方法とは、換排気装置および送気設備の起動、停止、監視並びに調整、作業者の当該場所への立ち入り、保護具の使用、事故発生の場合の退避および救出等についての作業方法をいう。
- ③ 酸素濃度計、ガス濃度計、換気装置、保護具および緊急用具等の点検を行い、機能が正常であることを確認する。
- ④ 酸素濃度およびガス濃度の測定は、工事範囲にあたる運転会社（又はJV）の酸欠作業主任者が行う。
- ⑤ 機器内作業の開始時、中断後の再開時および換排気装置に異常があった場合には、適宜機器内の酸素濃度を測定し、20%以上であることを確認する。
  - ア. 測定は酸欠作業主任者が、原則として、機器の外部から行い、測定しようとする箇所に「体の乗り入れ」、「立ち入り」等をしない。
  - イ. 測定は原則として、測定する者と監視を行う者を置いて行うこと。但し、内容物除去、配管切り離し等、安全対策が万全で酸欠の危険性が無く、作業工程責任者の許可を得た場合は一人作業を行うことができる。
  - ウ. 外部から測定が困難な場合等は、送気マスク、安全带等の適切な保護具を使用し、立ち入って測定する。この場合、上記同様に監視を行う者を置き、当該監視する者についても保護具を着用する。
  - エ. 引火性ガスが存在する恐れがある場所では、照明を含め、電気機器は防爆構造のものを使用する。
- ⑥ 酸素濃度測定後、測定日時、測定方法、測定箇所、測定条件、測定結果、測定を実施した者の氏名を記録しこれを3年間保管する。

### (4) 作業工程責任者の責務

- ① 「業務安全指示書」の指示事項をチェックし、異常のないことを確認した上で作業に着手させる。
- ② 作業全体の安全を把握し、指揮すると共に、安全順守事項の現場指導を行う。
- ③ 機器内作業中は、現場の見やすい位置に「業務安全指示書」を掲示すると共に管理を行う。

### (5) 監視人の責務

- ① 常時作業の状況を監視する。外部から作業を監視することが困難な場合は、作業従事者の中から通報するものを定め、責任者へ連絡する体制をとる。
- ② 異常が発生した場合は、直ちに酸欠作業主任者および関係者に通報する。

## 酸素欠乏危険作業実施要領

頁番号 3 / 4

改訂番号: 02

災害を防止するため、単独行動を行ってはならない。

- ③ 作業開始、中断時および終了時には作業者の氏名、人数、異常の無いことを確認する。

### 5. 酸素欠乏作業主任者、責任者等の資格

(1) 酸素欠乏作業主任者の資格

酸素欠乏作業主任者の免状保有者で作業工程責任者から選任された者。

(2) 作業責任者の資格

酸素欠乏作業主任者の免状保有者、又はその他の者で作業工程責任者から選任された者。

### 6. 定置式酸素濃度計の扱い

- (1) 労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則施行令別表第六に掲げられている危険場所以外に大阪事業所内で任意に定置式の酸素濃度計を設置するときは警報値を18%～21%の範囲で設定する。

- (2) 定置式酸素濃度計の校正は一年を超えない範囲で専門の業者により行う。

- (3) 定置式酸素濃度計から警報が出た場合の対処は下記により行う。

- ① 携帯型酸素濃度計を準備する。
- ② 携帯型酸素濃度計のスイッチを入れ、表示が20.9～21.0%を確認する。
- ③ 手を伸ばして室内の酸素濃度を測定する。
- ④ 表示が20%以上の場合、入室の制限は不要、測定結果を中央制御室へ連絡。
- ⑤ 表示が20%未満の場合は「入室禁止」を掲示し上司に報告を行う。
- ⑥ 報告を受けた上司は酸素濃度低下の原因を調査すると共にJESCOに報告する。

- (4) 労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則施行令別表第六以外の場所では酸素濃度に関する入室許可、携帯型酸素濃度計による測定および記録は不要。

- (5) 定置式酸素濃度計は大気圧力、湿度により表示が変化することをあらかじめ作業員に周知すること。温度については最大0.5%の誤差で簡易補正機能が付属されている。

表-1 酸素欠乏危険作業場所

No	場所	装置名
1	西棟 1 F 解体・洗浄室	解体前洗浄装置
2	西棟 1 F 判定洗浄室	洗浄装置
3	西棟 3 F ユーティリティ室	PSA 窒素分離装置 (A,B)
4	西棟 3 F 真空加熱分離処理室	真空加熱炉 (A,B,C,D)
5	東西棟 屋外	屋内タンク
6	東西棟 全域	塔槽類

改訂来歴管理表

酸素欠乏危険作業実施要領	頁番号	4 / 4
	改訂番号 :	0 2

改訂	年 月 日	承認	審査	作成
0 0	2013 年 7 月 25 日	峯岡	大台	勝部
新規制定、初版発行				
0 1	2014 年 12 月 24 日	土田	中村	勝部
社名変更				
0 2	2018 年 7 月 1 日	土井	有門	宮野
事業所の酸素欠乏危険場所を指定 監視人の定義内容を変更				

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

**中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
大阪PCB処理事業所**

**入出門管理要領**

**変更・改正履歴一覧**

変更年月日	作成／改廃 記録	改訂 番号	担当者	照査者	決裁者
			所属／ 氏名	所属／ 氏名	所属／ 氏名
H19. 04. 02	初回作成	0	熊井	表	清水
H19. 10. 22	車両乗入れ許可証の改訂	1	網本	表	清水
H26. 12. 24	社名変更	2	網本	大西	油井
R02. 12. 04	車両乗入れ許可証の改訂	3	網本	児林	安井
R06. 06. 03	第2条(5), 第6条(4), 第10条, 第12条, 13条, 14条, 15条 (1, 3, 4, 6) 16条, 17条の削除 第2条, 第7条, 第9条, 様式-1の改訂	4	網本	西村	安井

# 入 出 門 管 理 要 領

## 目 次

1.	目 的	1
2.	用語の定義	1
3.	適用範囲	1
4.	門の管理	1
5.	門の呼称	1
6.	入出門	1
7.	門の開閉	2
8.	入門制限	2
9.	入門許可	2
10.	車両乗入れ許可	2
11.	遵守事項	3

添付資料

様式－1 車両乗入れ許可証

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「当社」という。）大阪 PCB 処理事業所（以下「事業所」という。）安全衛生管理細則に基づき入出門に関する必要な事項を定め事業所の安全確保及び秩序の維持を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運 転 会 社 処理施設の運転業務を当社から受託した者をいう。
- (2) 協 力 会 社 事業所における工事、業務等を当社から受託した者をいう。
- (3) 事 業 所 員 等 事業所及び運転会社の従業員をいう。
- (4) 協 力 会 社 員 等 協力会社の従業員、運転会社又は協力会社から作業等の委託を受けた者、工事・業務に必要な資機材の搬入又は納品等で繰り返し来訪する者をいう。
- (5) 警 備 員 ・ 清 掃 員 事業所の警備及び清掃を当社から受託した者をいう。
- (6) 一 般 来 訪 者 施設見学及び前項までに含まれない要件で来訪する者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要領は事業所に入出するすべての者及び車両に適用する。

(門の管理)

第 4 条 事業所に設置された出入口の門（以下「門」という。）の管理担当課は総務課とする。

## 第 2 章 入 出 門

(門の呼称)

第 5 条 門の呼称は、次表のとおりとする。

呼 称	設 置 場 所
西棟 正 門 (G 1)	西棟 東側 正面玄関前
西棟 北 門 (G 2)	西棟 北側
西棟 通用門 (G 3)	西棟 南側
東棟 正 門 (G 4)	東棟 西側 正面玄関前
東棟 通用門 (G 5)	東棟 西側 正面玄関前、正門 (G 4) 横
東棟 北 門 (G 6)	東棟 北側

(入出門)

第 6 条 事業所の門は、原則として次の各号に定めるところによる。

ただし、緊急時又は業務上保安上必要がある時は、この限りでない。

- (1) 事業所員等が入出に使用する門は、原則として西棟通用門及び東棟正門（又は通用門）とする。ただし、車両にて入出する際は西棟正門及び東棟正門とする。
- (2) 協力会社員等が入出に使用する門は、西棟通用門及び東棟通用門とする。

ただし、車両にて入出する際は、西棟北門及び東棟北門とする。

(3) 一般来訪者及び大阪事業所以外の当社社員が入出に使用する門は西棟正門及び東棟正門とする。

(4) 東西移送専用車両、分析サンプル移送車両の入出は西棟北門及び東棟北門を使用することとする。

(門の開閉)

第7条 門の開閉は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

ただし、業務上又は保安上必要があるときは、この限りでない。

(1) 西棟正門は警備員が開閉（開門 午前9時、閉門 午後5時半）する。

(2) 西棟通用門及び東棟通用門の暗証番号錠は入出する者が開錠する。

(3) 西棟北門及び東棟北門は運転会社が開閉する。

(4) 東棟正門は警備員又は運転会社が開閉する。

(入門制限)

第8条 入門しようとする者が次の各号に該当するときは入門を制限又は禁止する。

(1) 酒気を帯びて正常な業務ができないおそれのある者

(2) 風紀及び規律を乱し業務を妨害するおそれのある者

(3) 業務に関係のない危険なもの、有害なものを携帯する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、事業所員等の指示、指導に従わない者

(入門許可)

第9条 入門しようとする者（事前予約見学の一般来訪者を除く）は、次表に定めるところにより入門手続を行なわなければならない。

入門者の区分	入出門の条件	許可手続	備考
事業所員等 当社社員	社員証等の身分を示せるものを提示	左記の身分証等を提示することで入門手続きは不要とする。 ただし、入門する者が明らかに事業所員等・当社社員であることを警備員が認識出来ている場合は、身分証の提示を求めないことがある。	
協力会社員等	警備室で入門手続き		出門の際も警備員の確認を得ること。
一般来訪者	〈事前予約見学〉 見学申込書の提出 〈自由見学等〉 警備室で入門手続き	東棟・西棟正門の警備員室に於いて必要事項を記入する。	

(車両乗入れ許可)

第10条 運転会社、協力会社員等が車両乗入れしようとする場合は、別添様式—1により事前に乗入れ許可手続を行なわなければならない。

ただし、緊急時等一時的な乗入れはこの限りではない。

### 第 3 章 秩序の維持等

(遵守事項)

第 11 条 事業所に入門する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務に関係ない場所に立ち入らないこと。
- (2) 喫煙は指定された場所で行うこと。

付 則

- 1 平成 19 年 4 月 2 日 制定
- 2 平成 19 年 10 月 22 日 改訂
- 3 平成 26 年 12 月 24 日 改訂
- 4 令和 2 年 12 月 4 日 改訂
- 5 令和 6 年 6 月 3 日 改訂

様式 - 1

許可(総務課)

## 車両乗入れ許可証

業 者 名	_____
車両管理責任者	氏名 _____ 携帯 _____ - _____ - _____
運 転 者 名	氏名 _____ 携帯 _____ - _____ - _____
車 種	_____
ナ ン バ ー	_____
許 可 期 間	_____ ~ _____

### 注意事項

1. 車は指定の場所以外に駐車しないこと。
2. 構内速度は 10 km/h 以下とする。
3. 指定以外の場所への乗り入れは厳禁とする。
4. 構内で事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。
5. 大型車両の移動等は既設物の破損等、絶対なきよう誘導員を配備すること。  
もし破損等発生した場合は、速やかに報告すること。
6. 構内での喫煙は厳禁である。
7. 吸い殻、空き缶等の投げ捨ては厳禁とする。
8. 車外に出るときは、必要に応じて、安全帽を着用のこと。
9. 緊急時の速やかな車両移動等に対応ができる様に、本許可証に車両管理責任者及び運転者の氏名及び、携帯電話番号を記入すること。  
また、本許可証は車外からよく見える場所（運転席側ダッシュボード等）に掲示すること。
10. 本許可証は返却すること。
11. 構外での車両運転は、道路交通法を遵守し、交通災害防止に努めること。  
(シートベルト、携帯電話、過積載、速度等)

令和 年 月 日

業者名 \_\_\_\_\_  
責任者 \_\_\_\_\_